

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】  
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

## 第5準備書面

-情勢についての書面-

2019年12月24日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加藤 丈晴

同 弁護士 綱森 史泰

同 弁護士 須田 布美子

同 弁護士 上田 文雄

同 弁護士 林 拓哉

同 弁護士 皆川 洋美

## 第1 院内集会の実施

1 2019（令和元）年11月19日、衆議院第二議員会館において、「院内集会 マリフォー国会 同性婚を伝えよう #結婚の自由をすべての人に」（以下「本院内集会」という。）が実施された。一般社団法人 **Marriage For All Japan** が主催となって行われたものである。本院内集会に向けて、与野党を問わず、35名の国会議員からの賛同メッセージが送られた。

たとえば、河野太郎外務大臣（寄稿時・自由民主党）は、「外務省主催行事においては、法律婚、事実婚、あるいは同性、異性にかかわらず、配偶者又はパートナーを接遇しています。外務省として性的指向少数者に対する理解促進への取り組みに引き続き関与していく考えです。」とのメッセージを、武井俊輔衆議院議員（自由民主党）は、「保守政治は多様性を重んじることが重要であると私は思っております。」として応援のメッセージを寄せた。

2 そのほか、本院内集会では、石黒徹氏（森・濱田松本法律事務所）、クリストファー・ラフルアー氏（大使、在日米国商工会議所所長）、下山田志帆氏（プロサッカー選手）からの講演が行われた。

3 本院内集会には、ゲストとして与野党を問わず、26名の国会議員が参加して、同性婚の実現に向けてのメッセージを語った。

(1) 齋藤健衆議院議員(自由民主党)は、「私はこういう多様性のある社会のなかで、どれだけ相手の立場に立って考えることができるかというのが、社会の進歩なんじゃないかと思っております。」と述べ、制度設計を前提として、理解を深めることの重要性を語った。

(2) 佐藤英道衆議院議員や高瀬弘美参議院議員(公明党)も、「与党としましても同性婚を前に進めるために、勉強会もしながら理解を深めていく活動をしているところです。与党が動かなければ法律は動きませんので、しっかりと理解者を増やすべく、がんばってまいりたい」などと述べ、与党として法制度設計の必要性を認識していることを語った。

- (3) 逢坂誠二衆議院議員(立憲民主党)は、同性婚を認める法案を国会提出したことを報告した。また、堀越啓仁衆議院議員(立憲民主党)は、婚姻平等法案提出について国民からの批判の声は聞かれないことを述べた。
- (4) 音喜多駿参議院議員(日本維新の会)は「今は同性婚を進めるという立場になっております。」と自らの立場を明らかにし、石井苗子参議院議員(日本維新の会)は「憲法に反する行為を国が行っていると言ってもおかしくない状態」、串田誠一衆議院議員(日本維新の会)は、「憲法24条には『両性の合意にだけ基づいて』と書いてありますが、これは両性の合意のみでは結婚できなかった封建的な時代に、『婚姻は個人の自由である』と示しただけであって、同性婚を禁止した規定は一切ないわけです。13条には『国民の幸福を追求する権利は保障しなければならない』と書いてありますので、現在の日本が同性婚を認めていないのは違憲であると考えております。」と現状を分析していた。
- (5) 小宮山泰子衆議院議員(国民民主党)は、「幸せになるためのひとつとして制度が不備であるというのはいかしくないか」と現状についての意見を述べ、
- (6) 福島瑞穂参議院議員(社会民主党)は、30年以上前に同性婚を求める訴訟をしたという相談を受けたことがあることを述べ、また、「婚姻届が出せないことで、配偶者ビザが取れない、税金の問題、法定相続人になれないことなど、さまざまな不利益があります。届けを出す出さないは本人が選ぶが、出すという選択肢ももちろん認められるべきだと思います。」と、さまざまな不利益を認識していることを述べた。
- (7) 清水忠史衆議院議員(日本共産党)は、「憲法24条につきましては両性の平等が謳われております。『両性の合意のみに基づいて』と書かれていることをとらまえて、古いステレオタイプな考え方で物を言う方々は『両性と書いてあるから男女なんだ、憲法上だめなんだ』と言いますが、決してそうではありません。戦前は親とか親戚とか社会の許しがなければ本人の希望だけでは結婚でき

ない時代でした。今の憲法はそのようなことを規定しておりません。」として、山添拓参議院議員(日本共産党)は、「憲法24条の下で言われているのは、『ひとりひとりの婚姻の自由を保障する』ということだと思います。この間、野党が同性婚を認めるべきだという意見書を提出しました。日弁連が同性婚を認めないのは人権侵害だという意見書を作り、9月に宇都宮地裁が憲法24条は同性婚を否定しているわけではないんじゃないかという判決を出したことにも見られるように、同性婚を認めようという大きな動きがいろんなところで起こってきています。」と、憲法24条の規定と同性婚の関係についての解釈を述べた。

第2 本院内集会前のロビイングにおいても、本件訴訟についての報告がなされており、同性婚制度について訴訟上の争いまでもなされていることについては国会議員においても周知の事実となった。

以上